

1 第5 地域医療構想の実現に向けて

3 将来のあるべき医療提供体制を実現するためには、「第4 将来あるべき医療提供
4 体制を実現するための施策」で示した施策について実効性のある取り組みを各圏域
5 で行っていく必要があります。

6 そのためには、地域の医療関係者、医療保険者、市町村等がともに地域の課題や
7 目指す姿を共有し、それぞれ取り組みを進めていくことが重要です。

8 ここでは、地域医療構想の実現のための推進体制と協議の進め方について記載し
9 ます。

12 1. 医療機関の自主的な取り組み

14 地域医療構想の達成を推進するための取り組みは、医療機関の自主的な取り組
15 みが基本となります。地域医療構想で示される将来の医療需要や人口推計、病床
16 機能報告制度により報告された他の医療機関の報告内容などを把握することによ
17 り、自らが行っている医療内容やその体制に基づき将来自らが担う医療について
18 検討を行うことが可能となります。併せて自圏域の地域医療構想調整会議（後述）
19 へ参加し、医療機関相互の協議による病床の機能の分化と他の医療機関や介護施
20 設等との連携強化の取り組みなどにより、地域医療構想の実現に向け地域におけ
21 る必要な医療提供体制の確保に参画することが重要です。

24 2. 地域医療構想の推進体制

26 地域の関係者が地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、
27 二次医療圏ごとに「地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置
28 します。加えて、県全体の構想の進捗状況の検証やより広い立場からの構想推進
29 のための意見を聴取するため「沖縄県地域医療構想推進会議」（以下「推進会議」
30 という。）を設置し、地域医療構想の実現に向けた取り組みを推進します。

32 (1) 調整会議

34 地域医療構想は地域の関係者が地域の課題や目指す姿を共有し、達成に向
35 けた取り組みを推進する必要があるため、調整会議は医師会、歯科医師会、
36 薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広い参加を得て

37 開催します。また、調整会議における協議をより効果的・効率的に進めるため、議事等に応じた関係者の参加を求めることとします。

39 調整会議では各医療機関における自主的な病床の機能の分化と連携の取り組みの進捗状況を確認し、関係者との連携を図りつつ、第4で述べた5つの取り組みの基本方針と施策に沿って、地域医療構想の推進のために必要な協議を行います。

43 調整会議での協議は以下の流れで進められることが想定されます。

45 ① 地域の医療提供体制の現状と将来目指す姿の認識の共有

46 病床機能報告制度による情報や既存の統計調査等で明らかとなる地域の医療提供体制の現状と、地域医療構想で示す病床の機能区分ごとの将来の医療需要と必要病床数について関係者で認識を共有します。

51 ② 地域医療構想を推進する上での課題の抽出

52 地域の医療提供体制の現状を踏まえ、地域医療構想を推進する上での課題を抽出します。

55 ③ 将来目指す医療提供体制の実現に向けた取り組み

56 地域の課題を踏まえた病床の機能分化と連携、在宅医療の充実に向けた取り組みや、各医療機関がどのような役割分担を行っていくか検討します。

60 ④ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業の検討

61 ③で検討した取り組みを実施するために必要な事業を検討します。
62 地域医療介護総合確保基金の活用が必要な事業があれば基金の都道府県計画への盛り込み方について検討し、これを基に県において必要な調整を行います。

66 (2) 推進会議

68 調整会議における協議により病床機能の分化・連携を進めつつ、推進会議において各地域の地域医療構想推進の取り組み状況を把握し、県全体としての構想の進捗の検証を行い、県全体を俯瞰した広い立場からの構想推進のための意見を聴取し、地域医療構想の推進を図ります。

73 (3) 県

74
75 県は、地域医療構想の実現に向けて各医療機関の自主的な取り組みや相互
76 の協議を促進するための支援を行います。

77 具体的には、調整会議での協議が効果的なものとなるよう、病床機能報告
78 制度に基づく病床の機能区分ごとの報告数や具体的な提供する医療の内容に
79 関する報告内容、各地域における将来の医療機能別の医療需要推計、地域ご
80 との人口推計など、各医療機関が将来自らが担う医療機能を検討するに当た
81 って参考となるデータを整理して提供します。

82 さらに、推進会議において聴取した意見を調整会議に提供するとともに、
83 必要に応じ不足する病床機能を充足するための対応策の提案や、基金を活用
84 した事業の実施などにより医療機関の病床の機能分化と連携の取り組みを促
85 進します。

86
87 また、平成26年の医療法の改正等により、医療機関の自主的な取り組みや
88 相互の協議では地域医療構想の取り組みが進まない場合には、都道府県知事
89 は地域医療構想の実現に向けた措置を講ずることができることとされまし
90 た。

91 県は地域医療の実情を把握し、医療法に基づいて病院・有床診療所の開設
92 ・増床等の許可の際に不足する病床機能を担うことを許可の条件に付すこと
93 や、医療機関が過剰な病床機能へ転換しようとする場合に調整会議や医療審
94 議会での説明を求めるなど、地域医療構想の実現に向け適切な対応を行って
95 いきます。

【都道府県知事が講ずることができる措置】

(1) 病院・有床診療所の開設・増床等への対応

・都道府県知事は、開設、増床等の許可の際に、不足している医療機能を担うという条件を付けることができる。（医療法第7条第5項）

(2) 既存医療機関による医療機能の転換への対応

① 医療機関が過剰な医療機能へ転換しようとする場合

・都道府県知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、転換にやむを得ない事情があると認められない時は、医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を要請することができる。（医療法第30条の15第7項）

② 協議が整わず、自主的な取組みだけでは機能分化・連携が進まない場合

・都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請することができる。（医療法第30条の16第2項）

(3) 稼働していない病床への対応

・病床過剰地域において、正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県知事は当該病床の削減を要請することができる。（医療法第30条の12第1項）

98

99

100 3. 協議内容の公開、結果の公表

101

102 地域における医療提供体制の構築に当たっては地域住民や多くの医療関係
103 者の協力が不可欠であるため、地域住民等に対する協議の透明性の観点から
104 調整会議は原則公開とし、また協議の内容・結果については原則公表、周知
105 を行います。

106

107

108 4. 地域医療構想の実現に向けた施策の評価・見直し

109

110 地域医療構想は2025年のあるべき医療提供体制を示すものであることから、
111 2025年までに地域医療構想が実現されるよう必要な事業の進捗評価を
112 定期的実施し、必要に応じて事業の見直しを図るなどPDCAサイクル
113 を効果的に機能させ事業の成果を高めていくことが必要です。

114

PDCAサイクルの推進

P(Plan) : 地域医療構想を推進するための取り組みの計画

D(Do) : 計画に基づいた取り組みの実施

C(Check): 取り組みによる地域医療構想推進の確認、評価

A(Act) : 取り組み内容の改善・発展

115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151

① P l a n

調整会議の活用などにより地域医療構想を推進する上での課題を抽出し、課題ごとに指標となるデータを設定し現状を把握し目標設定を行い、目標達成のために必要な事業を検討し計画します。

② D o

医療機関や地域の関係者の協力を得て、計画した地域医療構想を推進するための事業を実施します。

③ C h e c k

事業の実施により圏域及び県全体で病床機能報告における機能別報告病床数と地域医療構想における機能別の病床の必要量が次第に収れんされていくことや、事業が課題ごとに設定した目標の達成に効果があったか、計画期間内に達成可能な状況で進捗しているかなどを確認し事業効果の評価を行います。進捗状況が不十分であると判断される場合にはその原因について考察を行い、目標設定が適切でない場合には必要に応じ修正を検討します。

④ A c t

実施した事業の目標達成への貢献度についての評価に基づき、事業の拡大、改善、期限設定、廃止、また、事業を実施するなかで新たに生じた課題等があれば新たな事業の検討を行うなど、必要な見直しを行いより実効性の高いものとしていきます。

5. それぞれの関係者の役割

地域医療構想の実現のためには、利用者（県民）と、行政（県及び市町村）並びに医療サービス提供者、保険者が将来目指す姿を共有し、それぞれの担う役割を踏まえ一体となって取り組みを進めていくことが重要です。

（1）利用者（県民）

地域の医療機関の医療機能に関する情報を得て適切な医療機関の選択に努めるとともに、サービス提供を支える費用負担者でもあるため、サービス利用にあたっては限られた資源を効率的かつ効果的に利用するという視点も重要です。

152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180

(2) 県

地域医療構想で目指す効率的で質の高い医療提供体制の構築へ向け、調整会議等を開催して関係者の自主的な取り組みや相互の協議を促進し、医療機能の分化と連携を推進するために必要な取り組みや支援等を行うとともに、必要な人材確保、育成に取り組みます。

また、県民に対して、適切に医療機関の利用が行えるよう情報提供を行います。

(3) 市町村

調整会議等に参画し地域医療の現状を把握するとともに将来目指す姿を共有し、地域包括ケアシステムの実現のため、県と連携しつつ医療・介護の連携に資する体制整備の取り組みが求められています。

また、地域住民に対し地域で受けられる医療・介護サービスについて情報提供も求められます。

(4) 医療提供者

調整会議に参画し地域の関係者と医療提供体制の現状と課題及び目指す姿を共有し、不足する医療機能の提供や他の医療機関や介護施設等との連携強化など、将来の医療需要に対応した医療提供体制の整備に協力し、県民へ質の高い医療を提供することが期待されます。

利用者の視点に立って切れ目のない良質な医療を提供するとともに、限られた資源を効率的かつ効果的に活用するという視点から、自施設の機能と役割を把握し機能分化を図ることが必要です。

(5) 保険者

調整会議等に参画し加入者データの分析等から効果的な施策を提言するとともに、関係機関と連携しながら加入者の健康づくりの啓発や適切な医療機関の選択及び受療の促進の取り組みが求められます。